

所在地 [トップページ](#) > [組織一覧](#) > [都市計画課](#) > 高知広域都市計画の案の縦覧のお知らせ

高知広域都市計画の案の縦覧のお知らせ

[このページを見てい
こんなページも見て](#)

[都市計画について（高
知市の都市計画等）](#)

高知広域都市計画の変更に先立ち、都市計画法第17条の規定により、都市計画の案の縦覧を以下のとおり行いますのでお知らせします。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに高知市に意見書を提出することができます。

1 都市計画の種類及び名称

高知広域都市計画地区計画の変更（高知市決定）

高知中央産業団地地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

高知市一宮字大坂、字大谷、字上小僧谷及び布師田字金山の各一部（約32.2ha）

3 都市計画の案の縦覧場所

高知市本町五丁目6番13号

高知市役所都市建設部都市計画課

4 意見書提出先

高知市本町五丁目6番13号

高知市役所都市建設部都市計画課

5 縦覧期間及び時間

令和元年7月26日（金曜日）から令和元年8月8日（木曜日）まで

（ただし、土曜日及び日曜日は除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書について

意見書には「日付」、「住所」、「氏名」、「連絡先」のほか、

「1 都市計画の種類」、「2 要旨」、「3 理由」を記載してください。

なお、都市計画課に意見書の様式（参考）を備え付けていますので、必要な方は申し出てください。

7 意見書提出期限

令和元年8月8日（木曜日）まで

『高知中央産業団地地区計画』の変更についての意見書

「日付」， 令和元年8月5日

「住所」， 高知市神田1437番地12

「氏名」， 田村 滋

「連絡先」， 090-7575-5599

「1 都市計画の種類」， 高知広域都市計画地区計画の変更(高知市決定)
高知中央産業団地地区計画

「2 要旨」，

- ① 区域南西端の蛇紋岩の高法面は、出来るだけ低くして、わざわざ高台移転や立地してくる企業の安全性を最大限高めた計画となるように、計画を再検討して下さい。
- ② 今回の区域拡張の時点での拡張整備計画において、①の対策も含めて、将来の再拡張の最大限の可能性(整備主体の官民は問わない)の有る区域をも考慮して、その将来計画の整備促進に配慮した計画(例えば、『広幅員の幹線道路を各期の区域界まで整備』しておいて、『将来の延伸の可能性を残しておく』とか)とすると共に、『将来不要となる事が明らかな無駄な工事が生じない』ような、第二期整備計画として下さい。

「3 理由」，

- ① 蛇紋岩は水に溶けやすく、その法面については不安定となる事は、土木業界においては異論のない事実であり、現に、施工済・分譲済の一宮の部分(第一期整備計画エリア)においては、高額な工事費を費やして万全とも思える法面保護工法を施しているにも拘らず、工事直後に既に、湧水やひび割れの影響が出ている事が、グーグルアースの航空写真でも証明されている。
このように、蛇紋岩の高法面を存置させる事は、通常の豪雨でもとても危険であるのに、まして、南海大震災が近い将来発生する事が確実とされている高知市において、減災対策として高台移転や立地した企業が、将来、法面崩壊等による被災の危険性が高い確率で予見されるため。
- ② 今回の区域拡張の規模は、必要となる産業用地の規模から設定されたものではなく、一碎石事業者が隣接して碎石場として使用済(つまり良質な鉱石は取りつくした)

となっていた区域のみを対象としている事は明らかである。一方、県市が、『今回の区域拡張の理由』として挙げている通り、『県内最大の交通の拠点である高知インターチェンジ(まもなくジャンクションとなる)の周辺への、高台移転や新規立地を希望している企業の割合はとても高い。

其の為、その需要規模は今回の拡張計画のみでは、その全ての需要を満たせるとは言えない事は、日本銀行による直接聞き取り調査を始めとする各種の調査資料や県市の議会答弁等でも明らかです。

それで有れば、それらの希望が満たされないまま残された、多様な業種の沢山の企業を、市街化調整区域内にバラバラに立地させるのではなく、一箇所に集約して、効率よく立地させる事は、高知県の産業発展にも資する事は明らかです。

ですので、今回の区域拡張に伴う、第二次整備計画の段階で、当該拡張地区の周辺地区において、最大限に拡張できる可能性(整備主体の官民は問わない)の有る区域を想定しての将来拡張構想に配慮した、拡張整備計画としておく事が、部分最適ではなく、全体最適となる事は明らかであると想定されるため。

以上再検討して下さい。

高知市神田 1437 番地 12
田村 滋 様

高知市長 岡崎 誠也



高知広域都市計画地区計画（高知中央産業団地地区計画）の変更
に係る案の縦覧における意見書について（回答）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

標記の件に関して、令和元年 7 月 26 日から令和元年 8 月 8 日までの縦覧期間中に貴方様から提出されました意見書について、下記のとおり回答いたします。

なお、意見書の要旨については、都市計画法第 19 条第 2 項の規定により高知市都市計画審議会に提出しています。

記

1 意見書の要旨

- (1) 区域南西端の蛇紋岩の高法面は、出来るだけ低くして、わざわざ高台移転や立地してくる企業の安全性を最大限高めた計画となるように、計画を再検討して下さい。
- (2) 今回の区域拡張の時点での拡張整備計画において、(1)の対策も含めて、将来の再拡張の最大限の可能性（整備主体の官民は問わない）の有る区域をも考慮して、その将来計画の整備促進に配慮した計画（例えば、「広幅員の幹線道路を各期の区域界まで整備」しておいて、「将来の延伸の可能性を残しておく」とか）とすると共に、「将来不要となる事が明らかな無駄な工事が生じない」ような、第二期整備計画として下さい。

2 回答

- (1) 蛇紋岩を含む南側法面について、既に開発を行った区域では、地質調査等の結果に基づき、安全が確保できるように施工しました。
今回、地区計画を策定する区域についても同様に、安全が確保できるように施工する予定です。
- (2) 今回の産業団地整備計画は、高知県産業振興計画に基づき、平成 30 年度に完成した高知中央産業団地の東側に隣接する低・未利用地部分を一体的な団地として整備するものです。
また、将来、山林等を開発して更に拡張する構想はございません。
そのため、本地区計画区域における適切な地区整備計画としております。

以上